

少年

第448号(1) 令和5年7月(文月)発行



山梨県警察本部
生活安全部 少年・女性安全対策課
甲府市丸の内1-6-1
055-221-0110 内線3082
少年対策官 北原宏明

真の国際人とは？

このところ毎日のように海外で日本人が活躍している報道を耳にする。とりわけスポーツ界における日本人の活躍は著しく、メジャーリーグの大谷翔平選手、吉田正尚選手、サッカー海外リーグの三笥薫選手、久保建英選手をはじめ、多くの日本人アスリートが海外で活躍している。一昔前に比べて、明らかに海外で活躍するアスリートが増えている印象を受ける。私たちの日常生活に目を向けても、音楽をはじめとする海外の文化や自動車、家電品、ファストフード店といった海外メーカーの商品が特段珍しいと感じることもなく、むしろ私たちの生活の中に溶け込んでいる。

このようにグローバル化・国際化が進んだ現代社会を「国際人」としてよりよく生きるために、私たちは何を大切にしたらよいだろうか。その答えの1つは、「外国の文化を理解し、他国を尊重する」ことであろう。先入観で他国の文化を否定したり差別することはあってはならないことである。しかし、残念ながら日本は、戦前に朝鮮の文化・民族を日本の国策として差別していた時代があった。その時代において、当時の日本人が気づくことのなかった朝鮮庶民の陶磁器・工芸品の美しさを日本へ紹介し、朝鮮へのその愛情によって日韓の架け橋となった兄弟をご存じだろうか。その兄弟とは、山梨県八ヶ岳南麓の村（現北杜市）出身の浅川伯教（のりたか）・巧（たくみ）である。

浅川兄弟は日本の植民地となつたばかりの朝鮮半島に渡り、兄の伯教は、庶民が日常使う白磁の美しさと出会い、朝鮮半島700ヶ所に及ぶ古陶磁の窯跡を丹念に調査・研究し、朝鮮陶磁を時系列でまとめ上げた。弟の巧（山梨県立農林学校 現農林高等学校卒業）は、朝鮮半島の荒廃した山々の緑化に尽くし、庶民が日常使う木工品などの優れた美しさを知り、それを日本に伝えたのである。

巧が亡くなってから55年後の1986年、韓国林業試験場職員一同によってソウルの巧の墓地に追慕碑が建てられた。そこには「朝鮮の山と民芸を愛し、韓国人の心の中に生きた日本人、ここ韓国の土となる」と刻まれている。当時の日本の国策に惑わされず偏見をもつことなく朝鮮の文化・民族を素晴らしさを認めた浅川兄弟こそ「真の国際人」と呼ぶのにふさわしいのではないだろうか。

私たちが浅川兄弟のように海外との架け橋となって活躍するのはたやすいことではないが、「外国の文化を理解し、他国を尊重する」ことなら私たちにもできるはずだ。それに加えてもう1つ、国際人になるために、すぐにできることがある。それは、「我が国日本の歴史や伝統文化について理解し、尊重する気持ちをもつ」ことである。一見、国際人になることは関係ないようにも思えるが、日本人が我が国の歴史や伝統文化について十分に理解していなければ、海外のそれらとの違いを捉えることができない。また、日本がどんな国であるかを外国の方に伝えることもできない。

これから迎える夏休み。外国の文化や言語を学びつつ日本の伝統文化や国語（日本語）について、もう一度見つめ直す機会をつくってほしい。「真の国際人」としてこれから生きていくためにも。

〈参考資料：北杜市教育委員会ホームページ〉

花

皆さんは夏に咲く花といえばどんな花をイメージするだろうか。多くの方が、「ひまわり」や「朝顔」といった花の名前を答えるであろう。では、皆さんにとって「花」とはどんな存在かと問われたらどう答えるだろうか。おそらく今まで聞かれたこともない質問で、答えに窮する方も多いことであろうが、星野富弘さんは「花」の存在をこんなふうに表現している。



悲しくて花を見れば
花はともに悲しみ
うれしくて花を見れば
花はともによろこび
ころろ荒れた日
花を見れば
花は静かに咲く

挿絵は星野富弘さんの作品ではありません



詩の作者である星野富弘さんは、中学校の教諭になってまもなく、部活動の指導中に頸髄を損傷し、手足の自由を失い、入院中に口に筆を加えて絵や文を描き始め、現在も詩画や随筆の創作活動を続けている方である。何かと忙しい現代社会ではあるが、この夏には花を愛でながら自分の心を見つめ直す時間をつくりたいものだ。そして、私たちが詩の中で表現されている「花」のようにそっと相手に寄り添ってあげられる存在になりたいものだ。

夏休みを前に ～安全・安心なネット利用を！～

インターネットは、その利便性から様々な場面で利用されており、近年は学校においてもタブレットが授業の中でも活用されています。令和4年度の内閣府による「青少年インターネット利用環境実態調査」によると、高校生は98.9%、中学生は99.0%、小学生でも97.5%と今や生活において当たり前の存在になっています。当然のことながら、間違った使い方をするとその利便性は凶器となることは言うまでもありません。特に近年、SNSをはじめとする交流サイトにおける児童被害は増え続け、令和4年の警察庁による「少年非行、児童虐待及び子どもの性被害の状況」によると、昨年は1732人がSNSに起因する事犯の被害を受けたと発表されました。被害児童の約96%はスマホを利用しており、有害情報を閲覧できないようにする「フィルタリング」機能の利用者は、わずか11.9%でした。スマホを持てば、大人であろうと子供であろうと、誰もが被害者のみならず、加害者にもなる可能性をもっています。各家庭で、大人が主導権を握り、しっかりとルールを決め、子供達を守りましょう。

少年・女性安全対策課では、学校や地域団体向けに「インターネット利用の危険性やトラブルへの対処法」等の講話を行っています。気軽に御依頼ください。

サイバー犯罪に巻き込まれないために

①「タップ」する前に疑問を持つ！

■「無料?」「安すぎない?」「提供元は?」など常に疑問を持ち、情報収集をし、内容を吟味してから判断をしましょう。

■迷惑メールも急増しています。差出人不明のメールやそれに添付されたファイル絶対には開かないようにしましょう。

③「冗談」ではすまされない！

■情報発信が手軽なSNSは、「デマ」や「誹謗中傷」に拍車をかけています。「軽い冗談のつもり」が、名誉毀損罪、侮辱罪、威力業務妨害罪に問われてしまうこともあります。個人情報はもちろんのこと、ネットに書き込む内容は、よく吟味しましょう。

②ID、パスワードの管理をしっかりと！

■IDはネットワーク上で利用者を識別する記号であり、パスワードは使用するための鍵の役割を果たします。安易に他人に教えたり、同じものを使い回すのは避けましょう。

④フィルタリングの利用を！

■青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備のための法律があり、18歳未満の青少年がインターネットを利用する際には、ネット接続提供事業者は、フィルタリングサービスを提供しなければならないことになっています。また、18歳未満が使用者である旨を申し出ること、フィルタリングの説明を受けること、フィルタリングソフトなどの設定を行うことが、保護者の役割となっています。我が子の「心のブレーキ」に応じたフィルタリングサービスを利用しましょう。

第32回全国小学生作文コンクール『わたしたちのまちのおまわりさん』

☆募集期間

令和5年6月7日(水)～8月25日(金)

☆今年度も多数の御応募をお待ちしています。

☆【小学校低学年の部1～3年生】と

【小学校高学年の部4～6年生】の2部門です。

☆低学年の部；B4(400字)原稿用紙2枚以内

☆高学年の部；B4(400字)原稿用紙3枚以内

☆お問い合わせは、各警察署・学校へ。

☆入賞者の発表は、令和5年12月中旬

賞の構成

○内閣総理大臣賞	図書カード5万円
○国務大臣・国家公安委員長賞	図書カード3万円
○警察庁長官賞	図書カード2万円
○日工組社会安全研究財団賞	図書カード2万円
○全国少年警察ボランティア協会賞	図書カード2万円
○読売新聞社賞	図書カード2万円
○審査員特別賞	図書カード1万円
○優秀賞	図書カード5千円

・優秀賞以外は、低学年及び高学年より各1名

・優秀賞のみ、低学年及び高学年より各14名